

令和7年12月教育委員会定例会

令和7年12月25日(木)
午前 10時00分
教育委員会会議室

【議事日程】

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 •教委報告第9号

大東市教育委員会事務局人事に係る臨時代理の報告について

日程第4 •教委報告第10号

府費負担教職員の人事に関する内申に係る臨時代理の報告について

日程第5 •教委議案第32号

大東市立中学校生徒の善行表彰について

日程第6 •一般業務報告

日程第6 一般業務報告について

内 容

1. 令和7年12月大東市議会定例月議会における議決事項について

教育総務部
北本部長

令和7年 11月

令和7年12月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	土	運動会(諸福幼・北条小)	
2	日		
3	月	文化の日表彰式典、大東市こども会フェスティバル「広報作品」表彰式典	
4	火		
5	水		
6	木	予算決算委員会(後期全体会)[決算審査]	
7	金	人権の花運動(灰塚小)、SE公開研究会(氷野小)、表敬訪問(全日本 U10 グリーンボール)	
8	土	北条ふれ愛フェスティバル	
9	日	だいとう市民まつり	
10	月	生徒会との交流会(大東中)	
11	火	生徒会との交流会(谷川中)	
12	水	校園長会、生徒会との交流会(南郷中)	
13	木		
14	金	弁論大会	
15	土		
16	日		
17	月	幹部会議	
18	火	教頭・主任会	
19	水	環境との共生推進本部会議	
20	木	教育委員会定例会	
21	金	生徒会との交流会(北条中)	
22	土	社会教育関係団体連絡協議会スポーツ大会	
23	日	勤労感謝の日	
24	月	振替休日	
25	火		
26	水	本会議、予算決算委員会(前期全体会)、小学校連合音楽会	
27	木		
28	金	人権週間街頭啓発	
29	土	大東退職教職員作品展	
30	日	農業まつり・農産物品評会	
※備考※ 変更となる場合があります。			

令和7年 12月

令和7年12月25日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考	
1	月	生徒会との交流会(深野中)		
2	火	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)、北河内地区教育委員会委員研修会		
3	水	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)		
4	木	校園長会		
5	金			
6	土	薬物乱用防止対話集会、「図書館を使った調べる学習コンクール」表彰式		
7	日			
8	月			
9	火	教頭・主任会		
10	水			
11	木	表敬訪問(チアダンス)		
12	金	予算決算委員会(後期全大会)、大阪府立野崎高等学校創立五十周年記念式典		
13	土			
14	日			
15	月	本会議		
16	火	本会議		
17	水	本会議		
18	木	総合計画・総合戦略推進本部会議、庁舎整備に関する推進本部会議		
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火		2学期終業式(幼稚園)	
24	水		2学期終業式(小・中学校)	冬季 休業日 ～
25	木	教育委員会定例会	冬季 休業日 ～	
26	金		仕事納め	幼稚園
27	土		～	幼稚園
28	日		小・中学校	～
29	月		閉 学 期 間	小・中学校
30	火		～	
31	水			

«備考»
変更となる場合があります。

令和8年 1月

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考		
1	木				
2	金		閉 庁	冬 季 休 業 日 （ — ）	冬 季 休 業 日 （ — ）
3	土		期 間	▼	
4	日			小 ・ 中 学 校	幼 稚 園
5	月	年頭挨拶、全体会議	仕事初め		
6	火			（ — ）	
7	水			▼	
8	木		3学期始業式(小・中学校)		
9	金	総合教育会議、生徒会との交流会(住道中)			▼
10	土				
11	日	消防出初式			
12	月	「成人の日」記念式典			
13	火	幹部会議	3学期始業式(幼稚園)		
14	水				
15	木	校園長会			
16	金	市町村教育委員会研究協議会(オンライン)			
17	土				
18	日	大東市こども会駅伝選手権大会、大東市スポーツ少年団新年交歓会			
19	月				
20	火				
21	水	大東・四條畷地区保護司会新年互礼会			
22	木	教頭・主任会			
23	金	総合計画・総合戦略推進本部会議、大阪府都市教育長協議会定例会			
24	土	大東市家庭教育講演会			
25	日				
26	月	(仮称)ほうじょう学園施設整備事業 総合評価審査委員会			
27	火	大阪府市町村教育委員会研修会、北河内地区教育長協議会			
28	水				
29	木				
30	金				
31	土				
《備考》 変更となる場合があります。					

大東市立中学校生徒の善行表彰について

特に他の模範となる行為が認められた生徒について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第19号及び大東市教育委員会表彰及び感謝状授与に関する規程（平成16年教委令第1号）第8条の規定に基づき、次のとおり提出し、選考を求める。

令和7年12月25日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

1. 善行表彰候補者

大東市立深野中学校生徒 10名

2. 善 行 の 概 要

令和7年9月頃、登校途中に路上を歩く迷子の幼児を保護し、集団で大阪府四條畷警察署まで同行し、保護を依頼した。この行動により、当該幼児の身体及び生命の危険を未然に防止することに寄与した。

理 由

大東市教育委員会表彰及び感謝状授与に関する規程第3条第2号の規定に基づき表彰を受けるべき者の選考を行うため。

○大東市教育委員会表彰及び感謝状授与に関する規程（抜粋）

平成16年9月27日

教委庁達第1号

（児童生徒の表彰）

第3条 委員会は、委員会の所管に属する学校の児童生徒のうち、次の各号のいずれかに該当するものを表彰することができる。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をした者
- (2) 特に他の模範となる行為があった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が表彰することが適当であると認める者

（表彰の時期）

第7条 表彰は文化の日に行う。ただし、委員会が必要と認めるときは、隨時行うことができる。

（選考）

第8条 表彰を受けるべき者の選考は、教育長の選考に基づき委員会においてこれを行う。

○大東市教育委員会表彰及び感謝状授与の基準等に関する要綱（抜粋）

平成25年7月29日

教委要綱第12号

第3条 表彰規程第3条に規定する児童生徒で表彰することができるものは、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

(1) 表彰規程第3条第1号に掲げる者	公的機関が主催又は後援する大阪府規模以上の大会、審査会、コンクール、選考会、研究大会、技能大会等において入賞（佳作入賞を除く。）した者
(2) 表彰規程第3条第2号に掲げる者	ア 人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行った者 イ 心身障害者、高齢者等への福祉活動を長期（2年以上）にわたり継続的に行った者 ウ 地域、学校等において環境美化等の奉仕活動を長期（2年以上）にわたり継続的に行った者
(3) 表彰規程第3条第3号に掲げる者	前2号の右欄に掲げる行為等に準じる行為等があった者その他の委員会が表彰することが適当であると認める者

議案第94号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

図書館の設置、管理及び廃止に関する事務について、市長が管理し、及び執行するため。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和2年条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中才をカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）に規定する大東市立中央図書館、
大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会により行われた処分その他の行為又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた手続その他の行為で、改正後の大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、市長により行われた処分その他の行為又は市長に対して行われた手續その他の行為とみなす。

（大東市立図書館条例の一部改正）

3 大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条から第9条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第5項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
大東市立図書館条例

新
(大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。
(1) (略) ア～ウ (略) エ <u>大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）に規定する大東市立中央図書館、</u> <u>大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館</u> オ (略) カ (略)
(2) ~ (4) (略)
(大東市立図書館条例)
第1条～第4条 (略) (開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、 <u>市長</u> が必要があると認めたときは、これを変更することができる。 （略） (休館日)

主要改正点

- ・大東市立中央図書館、大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館の設置、管理及び廃止に関することについて、市長が管理し、及び執行することとしたこと。

新旧対照表

旧
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。
(1) (略) ア～ウ (略) エ <u>大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）に規定する大東市立中央図書館、</u> <u>大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館</u> オ (略) カ (略)
(2) ~ (4) (略)
第1条～第4条 (略) (開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、 <u>大東市教育委員会（以下「委員会」という。）</u> が必要があると認めたときは、これを変更することができる。 （略） (休館日)

新

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(略)

(使用料)

第7条 (略)

2 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、退去を命じ、又は施設、設備若しくは収集、整理、保存されている図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）の使用を禁止することができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が図書館への入館又は施設、設備若しくは図書館資料の使用を不適当であると認める者

(使用者の損害賠償義務)

第9条 (略)

2 前項の規定による図書館資料の賠償は、現物によるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長の指定する代物又は相当の代金をもって、これに代えることができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に各図書館の管理を行わせることができる。

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

3 (略)

旧

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(略)

(使用料)

第7条 (略)

2 委員会は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(入館の制限等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒絶し、退去を命じ、又は施設、設備若しくは収集、整理、保存されている図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）の使用を禁止することができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が図書館への入館又は施設、設備若しくは図書館資料の使用を不適当であると認める者

(使用者の損害賠償義務)

第9条 (略)

2 前項の規定による図書館資料の賠償は、現物によるものとする。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、委員会の指定する代物又は相当の代金をもって、これに代えることができる。

(指定管理者による管理)

第10条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に各図書館の管理を行わせることができる。

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が別に定める業務

3 (略)

新

- 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が別に定めるところに従い図書館の管理を行わなければならない。
- 5 第7条（第2項第3号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。）、第8条及び前条第2項の規定は、第1項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び前条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第11条（略）

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

旧

- 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従い図書館の管理を行わなければならない。
- 5 第7条（第2項第3号に規定する利用料金の収受を行わせる場合に限る。）、第8条及び前条第2項の規定は、第1項の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び前条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

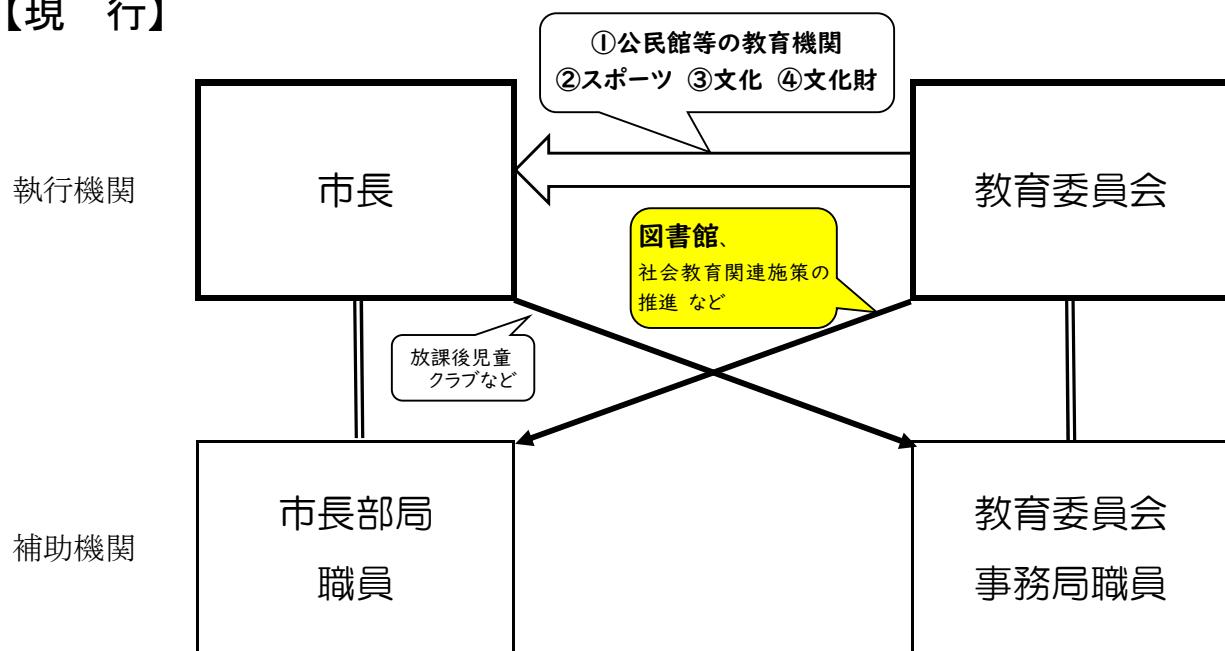
第11条（略）

（委任）

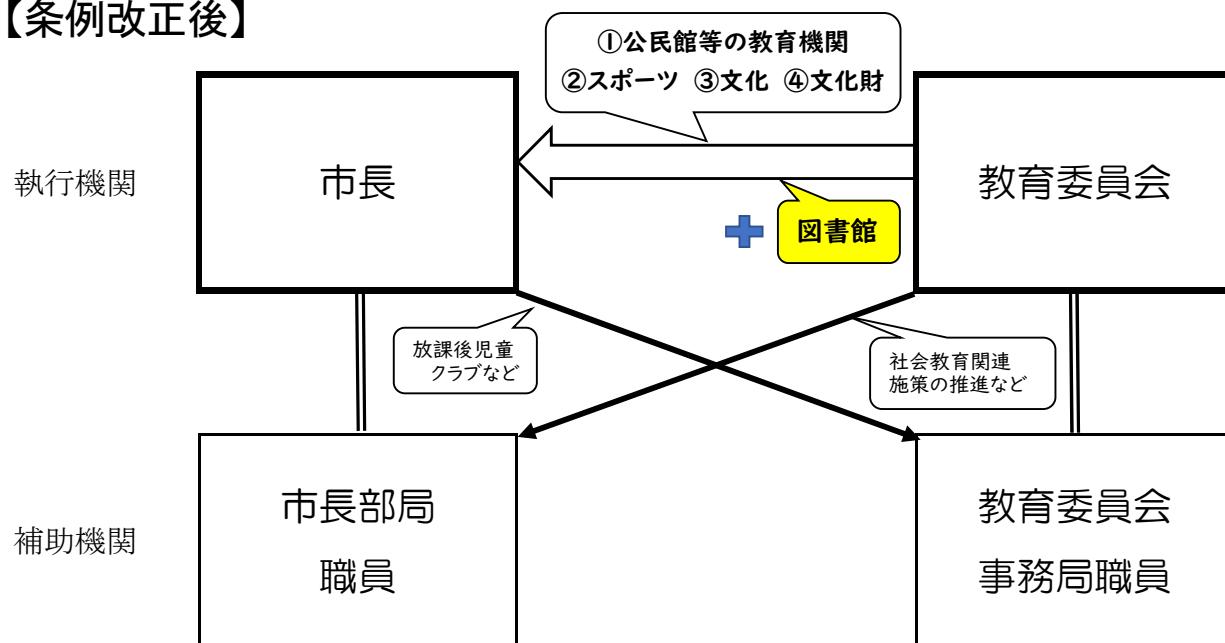
第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正 (大東市立図書館条例の一部改正)

【現 行】



【条例改正後】



	委任 (教育委員会の権限の一部を市長に移し、市長の権限として執行させること)
	補助執行 (市長／教育委員会の権限に属する事務について、教育委員会事務局職員／市長部局職員に分けて処理させること)

令和7年12月教育委員会定例会
一般業務報告
教育総務部

令和7年度大東市一般会計補正予算(第3次)について

歳入

【学校管理課所管】

○学校施設環境改善交付金(小学校) △9, 333千円

四条北小学校校舎空調機の整備方法の変更（工事⇒リース）による
工事費用の減額に伴う国庫補助金の減少

○学校施設整備基金繰入金 △17, 062千円

四条北小学校校舎空調機の整備方法の変更（工事⇒リース）による
工事費用の減額に伴う基金の取り崩し額の減少

歳出

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費 △70, 385千円

執行が次年度へ見送りとなった以下の工事に係る修正設計業務委託料

住道北小学校長寿命化改良工事 4, 290千円

住道南小学校屋内運動場長寿命化改良工事 1, 320千円

四条北小学校校舎空調機改修工事の取止めに伴う不執行見込額

工事設計意図伝達業務委託料 △495千円

機械設備工事（前払金） △68, 900千円

電気設備工事（前払金） △10, 700千円

四条北小学校校舎空調設備リースに伴う所要額

電気設備工事（前払金） 4, 100千円

債務負担行為

【学校管理課所管】

○小学校維持管理・保健経費(期間:令和7~9年度) 限度額 21,743千円

四条北小学校校舎空調設備リースに伴う所要額

空調設備リース料	12,775千円
電気設備工事(完了払)	6,328千円
機械設備工事(既存空調機の撤去)	2,640千円

○小学校給食運営経費(期間:令和7~8年度) 限度額 330,334千円

新1年生用物品購入費、給食賄材料費等に係る経費^(※)

(※物価高騰のため 15円/食 [累計額 75円] を上乗せ)

○中学校給食運営経費(期間:令和7~8年度) 限度額 197,049千円

給食賄材料費等に係る経費^(※)

学校給食費管理システム保守業務委託料

(※物価高騰のため 20円/食 [累計額 95円] を上乗せ)

【家庭・地域教育課所管】

○家庭教育支援事業(期間:令和7~8年度) 限度額 1,600千円

いくカフェ(企業)開催に係る業務委託料